

(証券コード：6736)
2025年6月9日
(電子提供措置の開始日 2025年5月30日)

株 主 各 位

愛知県江南市古知野町朝日250番地
サン電子株式会社
代表取締役社長 内 海 龍 輔

第54回定時株主総会招集のご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第54回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
「第54回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト https://www.sun-denshi.co.jp/ir_info/notes/

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コード（6736）を入力・検索し、
「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら
電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示頂
き、2025年6月23日（月曜日）午後6時までに到着するようご送付頂きたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月24日（火曜日）午前10時

2. 場 所 愛知県江南市古知野町朝日250番地

江南事業所 3階会議室

（末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 株主総会の目的である事項

報 告 事 項 1. 第54期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果
報告の件

2. 第54期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬制度導入の件

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

-
- ◎ 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせて頂きます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載内容を掲載させていただきます。

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当期の経営成績の概況

① 事業の経過及び成果

＜外部環境について＞

グローバルデータインテリジェンス事業が属するデジタルインテリジェンス市場につきましては、Cellebrite DI Ltd.(以下、「Cellebrite社」という。)のCase-to-Closureプラットフォームが市場で反響を呼んでおり、新しいInsEYEtsデジタルフォレンジックソフトウェアの支持が高まっていることが窺えます。また、「InsEYEts」等の最新鋭のデジタルインテリジェンスツールは今や必要不可欠なソリューションとなっており、日本国内においても「InsEYEts」の導入が法的執行機関を中心に広がりを見せております。

エンターテインメント関連事業のうち、パチンコ・パチスロ市場につきましては、2022年11月からスマート遊技機が導入され始め、稼働が好調なタイトルがでてきたことも影響し、スマートパチスロを中心に新台の需要が高まってきております。一方、世界的な半導体不足による供給難は回復の傾向が見えてきましたが、継続している原価高騰、パチンコホールの減少等、将来的な不透明感が依然として存在しております。

ゲームコンテンツ市場につきましては、コロナ禍においては、在宅で楽しめるエンターテインメントとしての地位を確立しましたが、他のレジャーの消費も回復した現在は、先進諸国ではやや縮小の傾向が見られます。また、技術の進歩によりゲーム開発はパソコン一台、一人からできる時代となり、各プラットフォームでリリースされるゲームの数も拡大傾向にあるため、競争が激化している状況にあります。

新規IT関連事業のうち、IoT市場につきましては、人手不足解消や生産性向上として遠隔地からアクセスする監視/制御システムの需要は増加しており、当社の強みである長時間安定稼働運用を可能とする産業用ネットワーク機器「Rooster」の導入が広がりを見せております。また各通信キャリアが2026年3月までに3G回線を順次停波するため、3GからLTE（4G）へのマイグレーションが順調に進んでおります。半導体全体の供給については回復しつつあるものの、部材高騰は続いており、当社製品の供給や利益に影響が出る可能性もあり、現時点では不透明な状況にあります。

上記のように、市場環境が不透明な主力事業も存在する中、当社グループの更なる業績向上を図るため、IoT・AR・AI等の最新技術を活用していく社会的な流れを汲み、新たな主力製品・サービスの構築に取り組んでまいります。

<競争優位性>

グローバルデータインテリジェンス事業につきましては、デジタル証拠量の爆発的な増加に加え、テクノロジーに精通した犯罪者（組織）に対峙する法的執行機関に対して、捜査リソースの生産性を向上させるための最新鋭なデジタルインテリジェンスツールと共に、トレーニング及びサービスを長年に渡り提供しております。2024年1月にリリースいたしました次世代ソリューション「InsEYEts」は、「Premium」の高度な抽出と次世代の「UFED」を組み合わせると同時に、「Physical Analyzer（リーダー含む）」・「Cloud」・「Commander」の機能を包括するオールイン型のデジタルフォレンジックソリューションとなり、捜査機関の業務時間を大幅に短縮することに貢献いたします。日本市場においては2024年4月から本格納入を開始いたしました。また、2024年8月にはブロックチェーンインテリジェンス大手の米国TRM Lab社と日本国内における戦略的販売パートナーシップ契約を締結し、米国・中南米・欧州・アジア太平洋地域における法的執行機関・規制当局・税務当局・暗号資産取引所等において数多くの導入実績をもつ同社製品の国内販売を積極的に進めてまいります。

エンターテインメント関連事業のうち、遊技機関連事業につきましては、業界及び顧客に特化することで、強力な信頼関係の構築及び特定分野における表現力・技術力を蓄積し、高い商品力を有したコンテンツ開発や高品質の制御基板開発を実現することで、競争優位性を高めております。

ゲームコンテンツ事業につきましては、知名度の高い「上海」ブランドを使ったコンシューマー機向けゲーム、モバイルゲームを社内で開発から運営まで完結し、コスト効率の良い収益を長期にわたり維持することが可能となっております。また、当社が多くのIPを保有する「レトロゲーム」ジャンルは、欧米市場を中心に人気が再来しており、その有効活用により更なる収益の拡大が見込める状況にあります。

新規IT関連事業につきましては、各通信キャリア・SIer等パートナーと強力な信頼関係を構築しつつ、長年培ってきた技術をベースに3G回線からLTE（4G）回線へのマイグレーションに関連した特許を取得し、技術的競争優位性を維持しつつ、5GやエッジAIをキーワードに製品開発を進め、更なる競争力強化を図っております。産業用ネットワーク機器「Rooster」はデュアルSIM対応で、それぞれ異なる通信キャリア回線により冗長化することが可能となりました。これにより通信キャリア網が、障害発生時には自動検知し主回線から副回線に自動切換、回線の通信断を防ぎ、遠隔監視・制御・データ収集を止めることなく運用することができるようになり、販売が好調に推移しております。

IoT分野における導入から運用フェーズへの移行に際して、遠隔地に多数設置されたIoTデバイスの運用管理の負荷が増大し、それをいかに軽減するかが課題となっております。この課題に対処するために、「SunDMS」は死活監視や「Rooster」の一元管理を可能とし、遠隔でセキュアに運用管理を実現いたします。これにより、オンサイト保守にかかる人員や稼働調整・移動時間等のコストを削減し、運用の負荷を大幅に削減することが可能となっております。さらに「SunDMS-Insight」の展開を進めております。これにより「おだけセンサー」やPLC（Programmable Logic Controller）等、あらゆるデバイスやネットワークデータを収集・制御・可視化することが可能となります。

また、将来的にはBI/AIによる集計・分析・検知を行い、IoT分野における遠隔運用管理の効率性やセキュリティを向上させ競争優位性を確保してまいります。

<経営施策>

当社グループは、既存事業戦略を見直し、将来への成長基盤構築を目指して、2025年3月期を初年度とする3カ年の新中期経営計画を策定いたしました。新中期経営計画の最終年度となる2027年3月期の定量目標として、売上高192億円・営業利益21億円を目標に掲げております。

また、新中期経営計画以降では、持続的な成長と企業価値の増大を目指して売上高500億円・営業利益率15%を中長期的な経営目標としております。

それらを実現するために、①既存事業の稼ぐ力の改善②新たな成長事業の創出③新事業を支える経営基盤の構築を個別戦略テーマとして掲げ、事業部別には以下のように事業展開をしております。

グローバルデータインテリジェンス事業につきましては、グローバルな人の安心・安全への貢献を目指し、その実現に必要な製品・ソリューション・サービスを提供することとし、安定的な収益機会の獲得としてストックビジネスの増加を目指しアップセル・クロスセルによる販売活動の強化と解約率の減少を進めてまいります。

また、新たな成長ドライバーの創出として、デジタルフォレンジックに拘らない新デジタルツール・ソリューションを提供するため、イスラエルをはじめとするこれまでのネットワークを活かした高付加価値製品の探索を進めてまいります。

エンターテインメント事業につきましては、既存事業の稼ぐ力の改善として遊技機ビジネスにおける開発タイトル数の増加及びゲームビジネスにおける新規IP開発や海外へのマーケティングを施策として進めてまいります。

新規IT関連事業につきましては、従来のハードウェア中心のビジネスからIoT、映像ソリューション・Rooster及びネットワークデータの収集・制御・可視化・分析といったソリューションビジネスの展開への移行を模索し、更にデバイスデータをネットワーク上でAIを使って高度なデータ処理を行うといったインテリジェンス分野への転換を進めてまいります。

新規IT関連事業の海外展開に関しては、2023年1月に株式を取得した連結子会社のEKTechグループを通して、マレーシア国内の優良な一般事業会社に対して、携帯電話技術を用いた安全な企業向け無線通信システムを提供する他、ワイヤレスルータにつながる周辺デバイスとの接続を支援する事業、これらネットワークシステムの24時間監視サービス、そのほか、監視カメラやファイアウォール等のセキュリティ商材を取り扱うシステム・インテグレーション事業等を展開しております。

また、当社は、更なる収益力向上を目指し2022年10月にマーケティング部と技術開発部を統合した研究開発部門を設立し、当面の開発テーマをAI・情報セキュリティ・ヘルスケアとしております。研究開発に際しては、技術シーズを持つ大学との共同研究を行い、差別化した製品開発を目指してまいります。

<商品・サービスの概況>

グローバルデータインテリジェンス事業につきましては、従来からの日本国内向けCellebrite社製品であるデジタルインテリジェンスに加え、脅威インテリジェンスやアクティブサイバーディフェンス関連商材及び関連サービス・サポートの提供を進めております。新規取扱商品として通常目の届かないダークweb上の情報を検索できる「Cybersixgill」及びマルチチェーンに対応した唯一の暗号資産追跡調査ツールである「TRM Labs」の拡販を目指しており、業界向けの展示会に出展する等、積極的に取り組んでおります。

エンターテインメント関連事業のうち、遊技機関連事業につきましては、パチンコ・パチスロの企画から設計・映像制作・プログラムまでのトータルコンテンツ開発と、制御基板の設計から製造までを一貫して受託しております。また、コンテンツ開発では、スマートフォン向けのパチンコ・パチスロの実機シミュレーションアプリを展開しており、2025年3月6日に「Pとある魔術の禁書目録2 Light PREMIUM 2000 ver.」をリリースするなど、実機の市場での稼働貢献・コンテンツの知名度向上を図っております。

ゲームコンテンツ事業につきましては、レトロゲームIPを活用した企画を複数進めており、「いっき団結」Nintendo Switch版を2024年4月18日にリリースしたほか、最大16人でプレイ可能なNintendo Switch用ソフト「いっき団結」のパッケージ版を9月19日に発売いたしました。また、10月31日には「Clock Tower Rewind」を日本及びアジア圏にてダウンロード版・パッケージ版を同時発売し、11月7日には完全新作となるSteam（PC）向け「Ark of Charon」の正式リリースを開始いたしました。加えて、日本及びアジア圏にて「Gimmick!2」のダウンロード版・パッケージ版を12月19日に同時発売いたしました。

新規IT関連事業につきましては、複数の大手飲料オペレーターが管理コスト削減や商品補充等のオペレーションの効率化を図るため、飲料自販機向け戦略製品「A330」・「A900」が採用され既に50万台以上が導入されました。Rooster等のルータ製品においては、回線冗長化及びデバイスマネジメントサービス「SunDMS」との連携で他社との差別化を打ち出し、売上高も堅調に推移しております。更なる事業拡大に向け、AI画像解析搭載可能なエッジコンピュータとして2023年9月に販売を開始した「LBX8110」に加え、Roosterブランドから初の5Gに対応したルータ「DRX5510」を2025年3月31日より販売開始いたしました。センサーデバイス「おくだけセンサー」については、食品衛生管理（HACCP）での温度管理や加速度（振動）センサーによる予知保全として、本格導入フェーズとなりました。また、2024年9月には映像セキュリティにモバイルネットワークをプラスすることで、回線工事やネットワークセキュリティの手間から解放され、手軽に遠隔監視を実現する「Roosterカメラソリューション」をリリースいたしました。

新設セグメントとなるウェルネス事業では、スリープテックを使い睡眠の質改善分野でリードするMyWaves Technologies Limitedの製品の国内発売に向けて準備を進めてまいります。

<損益計算書（連結）について>

全体の売上高は、2025年3月期からの新中期経営計画に沿った既存事業戦略の強化が実を結んだこと等により、108億37百万円(前年同期比7.9%増)となりました。当社グループが生み出す付加価値を示す売上総利益につきましては、売上高の伸びがあったものの、原材料高騰の影響等を受けて28億35百万円(前年同期比4.3%減)となり、売上総利益率は26.2%(同3.3pt減)となりました。

連結売上高

セグメント	2024年3月期 (百万円)	2025年3月期 (百万円)	前年同期比 増減率 (%)
グローバルデータインテリジェンス	994	1,195	20.3
エンターテインメント関連	6,051	5,862	△3.1
新規IT関連	3,022	3,801	25.8
調整額	△22	△21	—
合計	10,045	10,837	7.9

売上総利益

セグメント	2024年3月期 (百万円)	2025年3月期 (百万円)	前年同期比 増減率 (%)
グローバルデータインテリジェンス	239	304	27.3
エンターテインメント関連	1,744	1,462	△16.2
新規IT関連	958	1,046	9.2
調整額	22	21	—
合計	2,963	2,835	△4.3

売上総利益率

セグメント	2024年3月期 (%)	2025年3月期 (%)
グローバルデータインテリジェンス	24.1	25.5
エンターテインメント関連	28.8	24.9
新規IT関連	31.7	27.5
合計	29.5	26.2

＜販売費及び一般管理費について＞

連結の販売費及び一般管理費は、28億33百万円(前年同期比6.9%増)となりました。これは主に、今後の営業基盤の強化やコーポレート機能強化のための経費の増加等によるものです。

販売費及び一般管理費

セグメント	2024年3月期 (百万円)	2025年3月期 (百万円)	前年同期比 増減率 (%)
グローバルデータインテリジェンス	107	139	29.8
エンターテインメント関連	964	826	△14.2
新規IT関連	727	790	8.7
調整額	851	1,076	—
合計	2,650	2,833	6.9

研究開発費

セグメント	2024年3月期 (百万円)	2025年3月期 (百万円)	前年同期比 増減率 (%)
グローバルデータインテリジェンス	0	0	△61.0
エンターテインメント関連	628	500	△20.5
新規IT関連	262	275	4.9
調整額	127	138	—
合計	1,019	914	△10.3

＜営業利益について＞

連結の営業利益は1百万円（前年同期は営業利益3億12百万円）となりました。これは主に、売上総利益の減少並びに販売費及び一般管理費が増加したこと等によるものです。

営業利益

セグメント	2024年3月期 (百万円)	2025年3月期 (百万円)	前年同期比 増減率 (%)
グローバルデータインテリジェンス	131	164	25.2
エンターテインメント関連	802	657	△18.0
新規IT関連	230	255	10.8
調整額	△851	△1,076	—
合計	312	1	△99.6

＜経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益について＞

連結の経常利益は7億9百万円(前年同期は経常損失41億14百万円)となりました。これは、当社の持分法適用関連会社であるCellebrite社について、前年同期にデリバティブ評価損等を取り込み、持分法による投資損失44億98百万円を計上したことの影響等があったこと、及び当期に持分法による投資利益5億4百万円を計上したこと等によるものです。また、親会社株主に帰属する当期純利益は172億28百万円(前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失37億77百万円)となりました。これはCellebrite社における負債性金融商品の条件達成等により、Cellebrite社の純資産が増加したため、持分変動利益175億60百万円を特別利益として計上したこと等によるものです。

<各セグメントの概況>

[グローバルデータインテリジェンス事業]

	2024年3月期 (百万円)	2025年3月期 (百万円)	前年同期比 増減額 (百万円)	前年同期比 増減率 (%)
売上高	994	1,195	201	20.3
セグメント利益	131	164	33	25.2

グローバルデータインテリジェンス事業につきましては、サブスクリプションビジネスでの受注金額増加等により、前年同期比で増収増益となりました。

[エンターテインメント関連事業]

	2024年3月期 (百万円)	2025年3月期 (百万円)	前年同期比 増減額 (百万円)	前年同期比 増減率 (%)
売上高	6,051	5,862	△188	△3.1
セグメント利益	802	657	△144	△18.0

遊技機関連事業につきましては、遊技機部品等の出荷数量が減少したことにより前年同期比で減収減益となりました。

[新規IT関連事業]

	2024年3月期 (百万円)	2025年3月期 (百万円)	前年同期比 増減額 (百万円)	前年同期比 増減率 (%)
売上高	3,022	3,801	778	25.8
セグメント利益	230	255	24	10.8

M2M事業につきましては、販売が好調であったことにより前年同期比で増収増益となりました。

- ② 設備投資等の状況
特記事項はありません。
- ③ 資金調達の状況
特記事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
特記事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
特記事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 51 期 2021年度	第 52 期 2022年度	第 53 期 2023年度	第 54 期 2024年度 (当連結会計年度)
売 上 高	37,205	37,449	10,045	10,837
経 常 利 益 又 は 損 失 (△)	9,673	14,174	△4,114	709
親会社株主に帰属する当期純利益又は損失(△)	2,818	6,878	△3,777	17,228
1株当たり当期純利益又は損失(△)	117円77銭	292円82銭	△169円82銭	774円02銭
総 資 産	82,088	41,767	46,838	53,127
純 資 産	27,040	35,013	37,259	47,608

- (注) 1. 第52期第3四半期において連結子会社であったCellebrite社は、第52期第3四半期末に持分法適用関連会社となりました。
2. 第53期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第52期の関連する重要な経営指標等について、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
イーDream株式会社	50百万円	100.0	樹脂成型加工品、金型の製造・販売及び電子機器の組付加工
サンデジタルヘルス株式会社	50百万円	100.0	ウェルネス製品とそのソフトウェアを含むサービス全般に関する輸入及び開発と販売
EKTech Holdings Sdn. Bhd.	10千MYR	100.0	持株会社
EKTech Communications Sdn. Bhd.	1,000千MYR	(100.0)	金融関連事業、小売店、飲食店へのネットワークサービスの提供
EKTech Systems Engineering Sdn. Bhd.	1,200千MYR	(100.0)	商業ビルやマンション等へのネットワークサービスの提供
EKTech Eureka MSC Sdn. Bhd.	500千MYR	(100.0)	グループ企業が提供したネットワークサービス・セキュリティシステムの監視及びメンテナンス業務

(注) 1. 当社の議決権比率欄の()内の数字は、間接所有割合を示しております。

2. 当社の連結子会社は、「②重要な子会社の状況」に記載している6社であります。

③ 重要な関連会社の状況

会 社 名	資本金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
Cellebrite DI Ltd.	1,345NIS	44.2	モバイルデータトランスファー機器及びモバイルデータソリューションの開発・製造・販売
Cellebrite Inc.	35千米ドル	(44.2)	モバイルデータトランスファー機器及びモバイルデータソリューションの販売
Cellebrite GmbH	25千ユーロ	(44.2)	モバイルデータトランスファー機器及びモバイルデータソリューションの販売
Cellebrite Soluções de Inteligência Digital Ltda	5,141千レアル	(44.2)	モバイルデータトランスファー機器及びモバイルデータソリューションの販売
Cellebrite Asia Pacific Pte Ltd.	161千米ドル	(44.2)	モバイルデータトランスファー機器及びモバイルデータソリューションの販売
Cellebrite UK Limited	1英ポンド	(44.2)	モバイルデータトランスファー機器及びモバイルデータソリューションの販売
Cellebrite France SAS	10千ユーロ	(44.2)	モバイルデータトランスファー機器及びモバイルデータソリューションの販売
Cellebrite Canada Mobile Data Solutions Ltd.	—	(44.2)	モバイルデータトランスファー機器及びモバイルデータソリューションの販売
Cellebrite Australia PTY Limited	—	(44.2)	モバイルデータトランスファー機器及びモバイルデータソリューションの販売
Cellebrite Digital Intelligence Solutions Private Limited	—	(44.2)	モバイルデータトランスファー機器及びモバイルデータソリューションの販売
Cellebrite Japan株式会社	1百万円	(44.2)	モバイルデータトランスファー機器及びモバイルデータソリューションの販売
Cellebrite Digital Intelligence LP	—	(44.2)	モバイルデータトランスファー機器及びモバイルデータソリューションの販売
Cellebrite Federal Solutions Inc.	—	(44.2)	モバイルデータトランスファー機器及びモバイルデータソリューションの販売

(注) 1. 当社の議決権比率欄の()内の数字は、間接所有割合を示しております。

④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

<経営課題>

わが国経済は、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果により景気が緩やかに回復することが期待されます。一方、物価上昇、金融資本市場の変動や、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが懸念され、先行き不透明な状況が継続するものと見込まれます。

このような経済情勢の中、当社グループは、競争優位性を確保できると見込まれる複数の事業領域を持つことにより、事業の継続性、経営の安定性を高めようと活動をしております。具体的には、「グローバルデータインテリジェンス事業」、「エンターテインメント関連事業」及び「新規IT関連事業」の3つの事業領域において、それぞれ以下の事業課題を認識し、取り組みを推進しております。一方、事業ポートフォリオの管理も重要と考え、当社が許容できるリスクの範囲内で市場動向・競合動向・自社経営資源など総合的に勘案し、最適なポートフォリオ構成になるように取り組んでおります。

<事業課題>

【グローバルデータインテリジェンス】

近年の犯罪捜査において、犯罪現場から証拠を最大限入手するには、従来の物理的証拠に加え、デジタル（データ）証拠の保存の重要性が益々高まっており、Cellebrite社のInseyets等、最新鋭のデジタルインテリジェンスツールは今や必要不可欠なソリューションとして米国の警察組織への導入が広がりを見せております。一方、①データの大容量化、②スマートフォンのセキュリティの高度化、③IoTを採用するアプリケーションの増加により、クラウドコンピューティング、リモートデバイスの監視及びワイヤレスデバイスを介したデータ送信等、新たな需要へ対応するために必要なデータ収集・抽出・分析の難易度は継続的に高まっています。

また年々巧妙化・組織化するサイバー犯罪に対峙する犯罪現場においては、インシデント発生後に調査・解析をするデジタルインテリジェンス（フォレンジック）だけではなく、法執行機関に向けた、インシデントを事前に予知し、防止するためのアクティブサイバーディフェンスや脅威インテリジェンスとの相互関連性が高まっております。

当事業では、これらの事業機会において安定的な収益機会の獲得及びデジタルフォレンジックに拘らない新デジタルツール/ソリューションの提供を事業課題ととらえ、ストックビジネスの増加を目指してアップセル・クロスセルによる販売機会の強化や解約率の減少、及び当社が有するグローバルなネットワークを生かした高付加価値製品の探索を進めてまいります。

【エンターテインメント関連】

エンターテインメント関連事業のうち、遊技機関連事業では、レジャーの多様化等により、継続的に市場が縮小している状況となっております。当社では、映像研究やゲーム開発で得られたノウハウなどを通じ、常に新しい表現を追求し、遊技機の商品性向上に努めております。また、スマート遊技機等、業界が変化していく中で、顧客との関係を強化しつつ、市場にマッチした遊技機の開発にも努めております。一方、今後も事業環境は厳しい状態が続くものと考えており、コストパフォーマンスの最大化に向けて開発・製造・販

売それぞれにおいて、効率的な事業運営を図る取り組みを進めております。

【新規IT関連】

新規IT関連事業では、人手不足解消や業務改善に向けたIoT化の提案は継続して取り組んでおり、また多様化する通信規格、インターフェイスの変化に対応すべく、Roosterシリーズで展開するルータ・ゲートウェイ製品の開発も継続して行っております。

また技術分野が多岐にわたり複雑になりがちなIoTを、当社のルータ・ゲートウェイをHUBとしたセンサーデバイスやカメラを使った遠隔支援などを用いてワンストップでトータルコーディネートし、IoTによる業務改善・効率化・イノベーションを「かんたん」に実現する遠隔監視・制御ソリューションを展開してまいります。

一方、IoT分野における課題や顧客ニーズに対して、より高度かつ柔軟に対応するためには、パートナー企業とのアライアンスも欠かせないと認識しております。顧客満足度向上を目指し、IoTでのソリューションを一層強化し、スピード感をもって対応してまいります。

(5) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

グローバルデータインテリジェンス事業	モバイルフォレンジック機器の販売及びオプション品の開発・販売 デジタル・インテリジェンスソリューションの販売
エンターテインメント関連事業	パチンコ制御基板及びパチンコ向け樹脂成形品等の遊技機部品の開発・製造・販売 ゲームコンテンツの開発・販売
新 規 IT 関 連 事 業	M2M通信機器及びIoTソリューションの開発・製造・販売 スマートグラスを利用したB2B向け業務支援システムの開発・販売

(6) 企業集団の主要拠点等（2025年3月31日現在）

① 当社

本 社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目2番25号 名古屋ビルディング桜館2階
登 記 上 の 本 店 所 在 地	愛知県江南市古知野町朝日250番地
事 業 所	江南事業所（愛知県江南市）、東京事業所（東京都港区）

② 子会社

名 称	所 在 地
イーDream株式会社	愛知県北名古屋市
サンデジタルヘルス株式会社	東京都港区
EKTech Holdings Sdn. Bhd.	マレーシア国セランゴール州
EKTech Communications Sdn. Bhd.	マレーシア国セランゴール州
EKTech Systems Engineering Sdn. Bhd.	マレーシア国セランゴール州
EKTech Eureka MSC Sdn. Bhd.	マレーシア国セランゴール州

(7) 企業集団の従業員の状況（2025年3月31日現在）

セグメントの名称	従業員数(名)
グローバルデータインテリジェンス事業	9 (0)
エンターテインメント関連事業	120 (11)
新規IT関連事業	37 (4)
ウェルネス事業	0 (0)
全社（共通）	54 (11)
合計	220 (26)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

(8) 主要な借入先及び借入額（2025年3月31日現在）

(単位:百万円)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	1,500
株式会社あいち銀行	500
株式会社名古屋銀行	200

(9) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め（会社法第459条第1項）があるときの権限の行使に関する方針

当社は、配当につきまして、中長期的な企業価値向上のため、将来に向けての事業展開と経営基盤を強化するため、中長期のフリー・キャッシュ・フローの推移を考慮しつつ、その水準については収益動向等の経営成績や将来の見通しの観点によるほか、安全性や内部留保とのバランスにも留意した利益還元を行うことを基本方針としております。

2. 株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 48,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 24,007,728株
- (3) 株主数 1,527名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
東 海 エ ン ジ ニ ア リ ン グ 株 式 会 社	4,267,600	19.17
Hebara Holdco II, L. P.	4,239,600	19.04
OASIS INVESTMENTS II MASTER FUND LTD.	2,031,672	9.12
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	1,365,271	6.13
OASIS JAPAN STRATEGIC FUND LTD.	1,167,428	5.24
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,043,648	4.69
株 式 会 社 藤 商 事	940,000	4.22
内 海 倫 江	680,000	3.05
渡 辺 恭 江	530,000	2.38
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	371,164	1.67

(注) 当社は、自己株式1,740,467株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）	8,834株	4名
社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）	1,033株	1名
監査等委員である取締役	—	—

（注） 当社の株式報酬の内容につきましては、「4.会社役員に関する事項（2）当事業年度に係る取締役の報酬等① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（2025年3月31日現在）

(1) 当社役員が保有している新株予約権等の状況（2025年3月31日現在）

2021年6月24日開催の定時株主総会決議に基づき2021年9月24日に発行された新株予約権（第9回）

- | | |
|----------------------------|--------------------------|
| 1) 新株予約権の数 | 1,825個 |
| 2) 新株予約権の目的となる株式の数 | 18,250株 |
| 3) 新株予約権の発行価額 | 無償 |
| 4) 新株予約権の行使価額 | 1株当たり 3,249円 |
| 5) 権利行使に際して株式を発行する場合の資本組入額 | 1株当たり 1,624.5円 |
| 6) 新株予約権の行使期間 | 2023年9月25日から2031年6月23日まで |
| 7) 新株予約権の行使の条件 | |

1. 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時において、当社の取締役及び従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。
2. 新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。
3. 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
4. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する契約書に定めるところによる。

8) 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	1,375個	13,750株	4名
取締役(社外取締役)	200個	2,000株	1名
取締役(監査等委員)	250個	2,500株	1名

(2) 当事業年度中に当社使用人に対し交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 当事業年度中に当社子会社の役員及び使用人に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2025年3月31日現在)

地 位	氏 名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	内 海 龍 輔	Celebrite DI Ltd. Director イーDream (株) 取締役 EKTech Holding Sdn. Bhd. 会長 サンデジタルヘルス (株) 取締役
代表取締役専務	木 村 好 己	サンデジタルヘルス (株) 取締役
取 締 役	ヨナタン・ドミニツ	Oasis Management Company Ltd. (香港) ディレクター・戦略アナリスト Celebrite DI Ltd. Director
取 締 役	ヤコブ・ズリッカ	(株) ズリッカコンサルティング 事業開発コンサルタント MYWAVES TECHNOLOGIES LIMITED 取締役 サンデジタルヘルス (株) 代表取締役
社 外 取 締 役	岩 田 彰	国立大学法人名古屋工業大学 名誉教授 (株) エンセファロン 代表取締役
社 外 取 締 役	リサ・ハミット	Clear Channel Outdoor 社外取締役 ブライトン・パーク・キャピタル シニアアドバイザー Intelsat 取締役会長 QuSecure 社外取締役 Auterion GS 社外取締役 Solliance 社外取締役 Assignio 取締役顧問 Mandatum財団 顧問
取 締 役 (監 査 等 委 員)	武 藤 靖 司	イーDream (株) 監査役 サンデジタルヘルス (株) 監査役
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	新 開 智 之	監査法人コスモス 統括代表社員 太平洋工業(株) 社外取締役 (監査等委員)
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	松 井 隆	弁護士法人御園総合法律事務所 代表社員 日本知的財産仲裁センター名古屋支部運営委員 名古屋市行政不服審査会委員

- (注) 1 岩田彰氏、リサ・ハミット氏、新開智之氏及び松井隆氏は、社外取締役であります。
- 2 監査等委員である武藤靖司氏は、当社の内部統制室長としての経験と実績を有しており、企業監査に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 3 監査等委員である新開智之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 4 監査等委員である松井隆氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 5 当社は、監査等委員でない社外取締役岩田彰氏、監査等委員である社外取締役新開智之氏及び松井隆氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 6 常勤の監査等委員を選定している理由は、取締役会以外の重要な会議等への出席や、会計監査人及び内部監査部門との連携を密に図ることにより得られた情報を、監査等委員会へ報告し、社外取締役の監査等委員と情報共有することにより、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。
- 7 当社は執行役員制を採用しており、2025年3月31日現在の取締役以外の執行役員は、次のとおりであります。
- 執 行 役 員 寺 倉 慶 一 経営活性化本部長兼ガバナンス統括部長兼法務・知的財産部部长

- 8 当社は、監査等委員でない社外取締役岩田彰氏、リサ・ハミット氏並びに監査等委員である取締役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。
- 9 当社は、優秀な人材の確保、職務執行の萎縮の防止のため、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。
 - ①被保険者の範囲 当社の取締役、執行役員
 - ②保険契約の内容の概要
 - イ.被保険者の実質的な保険料負担割合
保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
 - ロ.填補の対象となる保険事故の概要
特約部分もあわせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。
 - ハ.役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置
保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしております。

(2) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

決定方針の決定方法

当社の取締役会は、業績及び中長期的な企業価値との連動を重視した報酬とし、株主利益とも連動する報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を2021年2月12日開催の取締役会において決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

1) 基本方針

当社の取締役の報酬は、業績や職責等を考慮の上、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内において支給することを基本方針としております。

具体的には、固定報酬及び事後交付型株式報酬により支払うこととしております。

2) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬（金銭報酬）は、月例の固定報酬とし、各職位に応じて指名報酬委員会からの答申を受け、取締役会にて決定するものとし、毎月、一定の時期に支給しております。

3) 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

非金銭報酬等は、当社の企業価値の持続的成長を図るとともに、株主と価値共有を進めることを目的に、事後交付型株式報酬としております。本制度は、権利付与後一定期間を経過した後、一定の条件を満たすことを条件として、予め定めた数又は予め定めた算定方法により当社普通株式を交付するものであり、業績達成条件が付されていないリストラクテッド・ストック・ユニット（以下「RSU」）と、業績達成条件が付されているパフォーマンス・シェア・ユニット（以下「PSU」）からなります。なお、内容の決定にあたっては、事前に指名報酬委員会がその妥当性について確認しております。

RSUは、権利付与日からベスティング期間の満了日まで継続して当社取締役又は当社の取締役会の決議によって定める一定の地位を有することを条件として、権利付与日において定める基準株式数の当社普通株式を当該期間満了後に交付します。ベスティング期間は付与されるRSUの3分の1につき権利付与日から1年間、3分の1につき権利付与日から2年間、3分の1につき権利付与日から3年間としております。

PSUは、業務執行に従事する取締役を対象に、権利付与日から権利付与日の属する中期経営計画の対象期間（連続する3事業年度）の満了日まで継続して当社取締役又は当社の取締役会の決議によって定める一定の地位を有すること等を条件として、権利付与日において定める基準株式額に当該中期経営計画において定めた業績目標達成度に応じて定められる係数を乗じて得た数の当社普通株式を、当該業績の確定後相当の時期に交付することにしております。

4) 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模である企業の報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど非金銭報酬のウェイトが高まる構成となるよう、指名報酬委員会において検討を行い、取締役会は、指名報酬委員会の答申内容に沿って、取締役の個人別の報酬等の額について決定しております。

5) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長内海龍輔に対し各取締役の基本報酬等の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役個人の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名報酬委員会がその妥当性について確認しております。

- 6) 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社においては、審議プロセスの公平性・透明性を確保するため、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、代表取締役が役員内規で規程している役位別に定める額を基準に、担当職務や貢献度等を総合的に勘案して役位別の報酬案を作成し、指名報酬委員会に諮問しております。そして指名報酬委員会からの答申を受けた上で、取締役会にて審議、決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであり、また上記の基本方針と照らし合わせても、これに適合すると判断しております。

- ② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2016年6月23日開催の第45回定時株主総会において「年額2億円以内」と決議されております。第45回定時株主総会終結時点での監査等委員でない取締役の員数は5名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2022年6月23日開催の第51回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する事後交付型株式報酬制度導入に伴う報酬額改定の件において、業績達成条件が付されていないリストラクテッド・ストック・ユニット（RSU）と、業績達成条件が付されているパフォーマンス・シェア・ユニット（PSU）の付与について決議されております。第51回定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は6名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2016年6月23日開催の第45回定時株主総会において「年額25百万円以内」と決議されております。第45回定時株主総会終結時点での監査等委員である取締役の員数は3名です。

- ③ 当事業年度における取締役の報酬等の総額等

(単位：千円)

区 分	支給人員	報酬等の種類別の総額		報酬等の総額
		金銭報酬	非金銭報酬等	
		基本報酬	RSU	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	7名 (3名)	138,677 (21,313)	22,181 (3,145)	160,858 (24,458)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 (2名)	24,490 (8,200)	— (—)	24,490 (8,200)
合 計	10名 (5名)	163,167 (29,513)	22,181 (3,145)	185,348 (32,658)

- (注) 1 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与分は含まれておりません。
2 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、業績等を考慮の上、取締役会にて決定しております。監査等委員である取締役の報酬の額は、株主総会の決議により決定された報酬限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議にて決定しております。
3 非金銭報酬等として取締役に対し、事後交付型株式報酬を付与しております。また、当事業年度における交付状況は「2. 株式に関する事項（5）当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との兼職状況

区 分	氏 名	兼 職 の 状 況
取 締 役 (監査等委員を除く)	岩 田 彰	国立大学法人名古屋工業大学 名誉教授 (株)エンセファロン 代表取締役
取 締 役 (監査等委員を除く)	リサ・ハミット	Clear Channel Outdoor 社外取締役 ブライトン・パーク・キャピタル シニアアドバイザー Intelsat 取締役会長 QuSecure 社外取締役 Auterion GS 社外取締役 Solliance 社外取締役 Assignio 取締役顧問 Mandatum財団 顧問
取締役 (監査等委員)	新 開 智 之	監査法人コスモス 統括代表社員 太平洋工業 (株) 社外取締役 (監査等委員)
取締役 (監査等委員)	松 井 隆	弁護士法人御園総合法律事務所 代表社員 日本知的財産仲裁センター名古屋支部運営委員 名古屋市行政不服審査会委員

(注) 当社と上記法人等との間に、特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役 (監査等委員を除く)	岩 田 彰	当事業年度に開催した取締役会18回 (定時12回、臨時1回、書面5回) のうち、合計18回に出席し、企画・開発・製造に関するコンサルタントとしての豊富な経験と専門知識から意見を述べております。
取 締 役 (監査等委員を除く)	リサ・ハミット	当事業年度に開催した取締役会18回 (定時12回、臨時1回、書面5回) のうち、合計11回に出席し、グローバルテクノロジー企業で培った豊富な経験と専門知識から意見を述べております。
取締役 (監査等委員)	新 開 智 之	当事業年度に開催した取締役会18回 (定時12回、臨時1回、書面5回) のうち、合計18回に出席し、また、当事業年度に開催した監査等委員会14回のうち14回に出席し、公認会計士としての専門的知見から意見を述べております。
取締役 (監査等委員)	松 井 隆	当事業年度に開催した取締役会18回 (定時12回、臨時1回、書面5回) のうち、合計18回に出席し、また、当事業年度に開催した監査等委員会14回のうち14回に出席し、弁護士としての専門的知見から意見を述べております。

(注) 社外取締役であるリサ・ハミット氏につきましては、2024年6月25日就任後の状況を記載しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名 称 フロンティア監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等

	報酬等の額
当事業年度に係る報酬等の額	38,000千円
当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38,000千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由
監査等委員会は、監査時間及び報酬等の推移並びに過年度の監査計画と監査実績との比較、取締役会、社内関係部署からの報告及び会計監査人からの説明等から、会計監査人が提出した監査計画の内容及び報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項に基づく同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

1. 監査等委員会は、会社法第340条第1項各号に定める事由のいずれかに該当し、かつ職務を適切に遂行することが困難と判断した場合は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任します。
2. 監査等委員会は、会社法第340条第1項の各号に定める事由に該当しないものの、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合能力等の具体的な要素に基づき、会計監査を遂行するのに不適当であると判断した場合には、会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提供します。
3. 監査等委員会は、会計監査人選任後一定期間を経過した以降は、コーポレートガバナンス強化の観点から必要に応じ会計監査人改選について協議をします。

(5) 子会社の監査に関する事項

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役及び従業員は、役員規程及び社員就業規則に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める。
- ・事業活動における法令・社内規程等の遵守を確保するために、コンプライアンス規程を策定しコンプライアンス担当役員を置く。
- ・当社の事業に適用される法令等を識別し、法的要求事項を遵守する基盤を整備するとともに、随時、教育や啓発を行う。
- ・代表取締役社長直轄の内部監査担当部門は、コンプライアンスの遵守状況を監査し、取締役会及び監査等委員会に報告する。
- ・法令・定款・社内規程等の違反行為を未然に防止するために内部通報制度を導入し、違反行為が発生した場合には迅速に情報を把握し、その対処に努める。
- ・反社会的勢力及び団体を断固として排除・遮断することとし、総務担当部門が警察等の外部専門機関と緊密に連携を持ちながら対応していく。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・「取締役会」、「経営会議」及びその他の重要な会議における意思決定に係る情報、代表取締役社長、執行役員及びその他の者による重要な決裁に係る情報、並びに財務、その他の管理業務、リスク及びコンプライアンスに関する情報について、法令・定款及び社内規程等に基づき、保存・管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理規程に基づき、リスクの発生防止と発生したリスクに対しての適切な対応を行うことにより、会社損失の最小化を図る。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・迅速で効率性の高い企業経営を実現するために執行役員制度を導入し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と執行役員の役割を明確にする。
- ・取締役会規程を定め、原則月1回開催される取締役会において、経営に関する重要事項について、関係法規、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき決定を行うとともに、定期的に職務の執行状況等について報告する。
- ・業務執行に当たっては業務分掌規程と組織規程において責任と権限を定める。
- ・重要な業務遂行については、多面的な検討を行うために取締役と執行役員をメンバーとする経営会議において審議する。
- ・取締役会の運用に関する事項を取締役会規程に、取締役に係る基本事項を役員規程に定める。

⑤ 次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

- イ. 子会社の取締役、執行役、業務を執行する従業員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（ハ及びニにおいて「取締役等」という。）の職務執行に係る事項の当社への報告

に関する体制

- ・当社は子会社に、当社が定める関係会社管理規程に基づき、子会社の経営内容を的確に把握するため、月次の予算管理表、四半期毎の決算資料及び必要に応じて関係資料等の提出を求める。
 - ・当社は子会社に、当社の取締役が参加する取締役会を原則四半期毎に開催し、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社に報告することを求める。
- ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・当社は子会社に、当社のリスク管理規程に基づき、リスクの発生防止と発生したリスクに対しての適切な対応を行うことにより、会社損失の最小化を図るよう求める。
 - ・当社は子会社に、法令等の違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の子会社を管理する担当部門へ報告する体制を構築するよう求める。
- ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、子会社経営の適正かつ効率的な運営に資するため、子会社に基本方針及び業務遂行に必要なルールの策定を求める。
 - ・当社は、原則四半期毎に開催される、当社の取締役が参加する取締役会において、経営に関する重要事項について、関係法規、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき決定を行うとともに、定期的に職務の執行状況等について報告することを求める。
- 二. 子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・当社は子会社に、その取締役等及び従業員が子会社の策定した基本方針に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める体制の構築を求める。
 - ・当社は子会社に、コンプライアンスの遵守状況及び内部統制システムの整備・運用状況を確認するために、当社の監査等委員会が選定する監査等委員及び内部監査担当部門による評価を求める。
 - ・当社は子会社に、法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見及びその是正を図るために、内部通報窓口制度を導入し利用することを求める。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項
- ・内部監査担当部門の従業員は、監査等委員会の職務を補助するスタッフ（以下、「監査補助スタッフ」という。）として、監査等委員会の職務を補助する。
- ⑦ 監査補助スタッフの取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
- ・監査補助スタッフは、代表取締役及び監査等委員会と監査等委員会が選定する監査等委員からの指揮命令に従う。
 - ・監査補助スタッフの人事権に係る事項の決定には、監査等委員会の事前の同意を必要とする。
- ⑧ 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）と従業員は、監査等委員会の職務を補助すべき監査補助スタッフの業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

⑨ 次に掲げる体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制

イ. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員が当社の監査等委員会に報告するための体制

- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生したときには、直ちに監査等委員会に報告する。
- ・監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、重要な会議に出席する。
- ・監査等委員会が選定する監査等委員は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は従業員にその説明を求めることができる。

ロ. 当社の子会社の取締役、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（この項目において「取締役等」という。）及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

- ・子会社の取締役等及び従業員は、当社の監査等委員会が選定する監査等委員から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ・子会社の取締役等及び従業員は、法令等の違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の子会社を管理する担当部門へ報告を行い、担当部門は監査等委員会に報告する。
- ・当社の子会社を管理する部門及び内部監査担当部門は、定期的に当社の監査等委員会に対し、子会社における内部統制監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。

⑩ 当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・当社は、当社の監査等委員会への報告を行った当社グループの取締役、監査役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止することを内部通報制度運用規程に明記する。

⑪ 当社の監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払い等の処理に係る方針に関する事項

- ・当社の監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、経理担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑫ その他の当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・代表取締役と監査等委員会との間で定期的な意見交換会を開催する。
- ・監査等委員会からの求めに応じ、監査等委員会と会計監査人及び内部監査担当部門との間で連絡会を開催するほか、各種会議への監査等委員の出席を確保するなど、監査等委員会の監査が実効的に行われるための体制を整備する。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

イ. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- ・当社が反社会的に利益を供与することはもちろん、反社会的勢力と関わること自体、いかなる形であ

っても、あってはならない。

- ・当社の従業員（当社で働く全ての人）は社会正義を貫徹し、顧客、市場、社会からの信頼を勝ち得るべく、反社会的勢力の不当な介入を許すことなく、排除する姿勢を示さなければならない。

ロ、反社会的勢力排除に向けた体制

- ・反社会的勢力に対処するために、コンプライアンス規程及び反社会的勢力対応規程にその旨を記述し、コンプライアンス担当役員のもと、全社一丸となって対処するよう周知・徹底を図ります。組織的には、コンプライアンス担当役員、総務担当部門長、法務担当部門長及び顧問弁護士が中心となり、警察等外部組織の指導を仰ぎ対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

以上の体制に基づき当事業年度に実施した当社及び当社の子会社における内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

- ・当社及び当社の子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を、当社の内部監査担当部門が定期的に評価し、代表取締役社長、取締役会及び監査等委員会に結果を報告しています。

② 取締役の職務執行

- ・取締役は、取締役会を18回開催し、1. 中期・短期計画の決定、2. 各取締役（監査等委員である取締役を除く。）が担当する業務の執行状況の報告、3. 当社及び当社の子会社の月次業績等の報告による経営目標の達成状況、経営課題及びその対応策の確認と議論等を行っています。
- ・取締役（社外取締役を除く。）は、月に1回開催される経営会議にて、各事業部門の業務遂行状況に関する報告を各部門責任者から受け、重要事項を審議・調整しています。

③ 監査等委員会の職務執行

- ・監査等委員全員は、取締役会において、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）から業務の執行状況の報告を受け、議案の審議、決議に参加しています。
- ・常勤監査等委員は、月に1回開催される経営会議に出席し、各取締役及び各部門責任者からの報告により、業務の執行状況を把握しています。
- ・監査等委員会が選定する監査等委員は、監査等委員会において定められた監査計画に従って各種重要書類の閲覧、各取締役及び各部門責任者へのヒアリング、各事業拠点及び子会社への往査等により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行状況及び従業員の職務の執行状況を調査しています。
- ・監査等委員会が選定する監査等委員は、内部監査担当部門及び会計監査人と、定期的に情報・意見交換を行っています。
- ・監査等委員は、監査等委員会を14回開催し、監査等委員会が選定する監査等委員が調査した結果及び収集した情報の報告と意見交換を行っています。

④ コンプライアンス

- ・当社及び当社の子会社は、社員就業規則、コンプライアンス規程及び行動規範を定め、従業員に対して適宜法令・社内規程遵守の重要性を指導・教育しています。また、職制による指揮及びモニタリングを行うとともに、当社の内部監査担当部門が当社各部門及び当社の子会社の法令・社内規程の遵守状況を定期的にモニタリングしています。
- ・当社及び当社の子会社は、法令違反・不正行為等の未然防止及び早期発見を目的として、社外取締役を窓口とした内部通報制度を設置しています。

⑤ リスク管理体制

- ・当社の各部門責任者は、部門の業務の遂行上で発生するリスクを常に把握し、毎月の経営会議に報告しています。
- ・内部監査担当部門は、各部門のリスク状況を確認するために部門責任者へ定期的なヒアリングを実施し、その結果を代表取締役社長、取締役会及び監査等委員会に報告しています。
- ・代表取締役社長直轄のガバナンス統括本部内にリスク管理室を設け、グループ全体のリスク状況を確認するため部門責任者へ定期的なヒアリングを実施し、その結果を代表取締役社長、ガバナンス統括本部長に報告しています。
- ・当社の子会社を担当する当社の取締役は、当社の子会社が開催する取締役会等の会議に参加し、当社の子会社が抱えるリスクに関する報告を受け、当社の取締役会に報告しています。

⑥ 子会社経営管理

- ・当社の経理担当部門は、関係会社管理規程に基づき、当社の子会社の財務状況及び重要事項について、当社の子会社から毎月報告を受けています。
- ・当社の子会社を担当する当社の取締役は、当社の子会社が開催する取締役会等の会議に参加し、当社の子会社の経営状況及び重要事項に関する報告を受け、当社の取締役会に報告しています。
- ・内部監査担当部門は、毎年当社の子会社に対して内部統制監査を実施し、結果を代表取締役社長、取締役会及び監査等委員会に報告しています。

⑦ 内部監査

- ・内部監査担当部門は、代表取締役社長と監査等委員会の承認を得た年間の監査計画に従い、当社及び当社の子会社、持分法適用会社の内部監査（財務報告に係る内部統制監査も含む）を実施し、監査結果及び改善に向けた提言を、代表取締役社長、対象部門責任者及び監査等委員会に報告しています。

（注） 本事業報告中に記載の金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
また、割合は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	16,733,345	流 動 負 債	5,240,433
現金及び預金	2,148,549	支払手形及び買掛金	880,950
金 銭 の 信 託	7,800,000	短 期 借 入 金	2,291,548
受取手形及び売掛金	1,740,838	1年内返済予定の長期借入金	36,504
未 収 入 金	231,875	未 払 費 用	295,859
製 品	598,734	未 払 法 人 税 等	2,893
仕 掛 品	346,286	前 受 金	62,358
原 材 料	3,182,265	契 約 負 債	1,135,648
そ の 他	684,994	賞 与 引 当 金	98,048
貸 倒 引 当 金	△199	そ の 他	436,622
固 定 資 産	36,394,113	固 定 負 債	278,746
有 形 固 定 資 産	1,405,020	長 期 借 入 金	217,442
建物及び構築物	187,310	繰 延 税 金 負 債	8,219
土 地	949,043	再評価に係る繰延税金負債	10,212
そ の 他	268,667	退職給付に係る負債	11,714
無 形 固 定 資 産	683,600	そ の 他	31,157
の れ ん	478,136		
そ の 他	205,463		
投資その他の資産	34,305,492	負 債 合 計	5,519,180
投資有価証券	10,774,890	(純 資 産 の 部)	
繰延税金資産	571,500	株 主 資 本	43,621,205
関係会社株式	22,243,678	資 本 金	2,097,606
そ の 他	715,423	資 本 剰 余 金	3,340,696
		利 益 剰 余 金	41,767,144
		自 己 株 式	△3,584,241
		その他の包括利益累計額	3,924,782
		その他有価証券評価差額金	62,932
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△12,613
		土 地 再 評 価 差 額 金	△434,495
		為 替 換 算 調 整 勘 定	4,308,958
		株 式 引 受 権	24,673
		新 株 予 約 権	37,617
資 産 合 計	53,127,459	純 資 産 合 計	47,608,278
		負 債 純 資 産 合 計	53,127,459

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		10,837,189
売上原価		8,002,104
売上総利益		2,835,084
販売費及び一般管理費		2,833,752
営業利益		1,332
営業外収益		
受取利息及び配当金	275,962	
持分法による投資利益	504,975	
その他の	13,085	794,022
営業外費用		
支払利息	23,730	
為替差損	24,822	
支払手数料	35,855	
その他の	1,101	85,510
経常利益		709,844
特別利益		
固定資産売却益	3,841	
持分変動利益	17,560,330	
新株予約権戻入益	20,822	
その他の	709	17,585,704
特別損失		
減損損失	347,775	
その他の	110	347,886
税金等調整前当期純利益		17,947,662
法人税、住民税及び事業税	1,696,304	
法人税等調整額	△977,246	719,058
当期純利益		17,228,604
親会社株主に帰属する当期純利益		17,228,604

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2024年4月1日残高	2,097,606	3,316,731	26,543,187	△3,643,498	28,314,026
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△2,002,734		△2,002,734
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			17,228,604		17,228,604
連結及び特分法適用範囲の変動			△1,912		△1,912
自己株式の取得				△169	△169
自己株式の処分		23,965		59,426	83,391
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	23,965	15,223,957	59,257	15,307,179
2025年3月31日残高	2,097,606	3,340,696	41,767,144	△3,584,241	43,621,205

(単位：千円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					株式引受権	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	為替換算 調整勘定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
2024年4月1日残高	9,269,293	—	△434,203	8,197	8,843,288	24,012	78,064	37,259,391
連結会計年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当								△2,002,734
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益								17,228,604
連結及び持分法適用範囲の変動								△1,912
自己株式の取得								△169
自己株式の処分								83,391
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△9,206,361	△12,613	△291	4,300,761	△4,918,505	661	△40,447	△4,958,292
連結会計年度中の変動額合計	△9,206,361	△12,613	△291	4,300,761	△4,918,505	661	△40,447	10,348,887
2025年3月31日残高	62,932	△12,613	△434,495	4,308,958	3,924,782	24,673	37,617	47,608,278

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	15,845,251	流動負債	4,865,551
現金及び預金	1,824,716	支払手形	24,101
金銭の信託	7,800,000	買掛金	746,387
受取手形	28,533	短期借入金	2,200,000
売掛金	1,367,659	リース債務	1,920
製品	525,348	未払金	31,127
仕掛品	343,369	未払費用	250,392
原材料	3,141,293	未払法人税等	2,508
前渡金	24,472	未払消費税等	313,255
前払費用	554,045	前受金	62,358
未収入金	209,890	契約負債	1,135,648
その他の金	26,022	預り金	11,358
貸倒引当金	△100	賞与引当金	84,725
固定資産	14,305,117	その他の	1,767
有形固定資産	999,793	固定負債	17,892
建物	181,352	長期リース債務	7,680
構築物	5,852	再評価に係る繰延税金負債	10,212
機械及び装置	24,154	負債合計	4,883,443
車両運搬具	0	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	98,458	株主資本	25,615,572
リース資産	8,861	資本金	2,097,606
土地	681,114	資本剰余金	2,309,055
無形固定資産	179,494	資本準備金	2,111,073
ソフトウェア	156,736	その他資本剰余金	197,981
ソフトウェア仮勘定	14,718	利益剰余金	24,793,151
その他の	8,040	利益準備金	154,318
投資その他の資産	13,125,828	その他利益剰余金	24,638,832
投資有価証券	10,757,771	別途積立金	1,210,000
関係会社株式	1,049,093	繰越利益剰余金	23,428,832
出資金	10	自己株式	△3,584,241
差入保証金	115,287	評価・換算差額等	△410,937
長期前払費用	594,806	その他有価証券評価差額金	23,557
繰延税金資産	608,459	土地再評価差額金	△434,495
その他の	400	株式引受権	24,673
		新株予約権	37,617
		純資産合計	25,266,925
資産合計	30,150,368	負債純資産合計	30,150,368

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		9,572,658
売 上 原 価		6,921,257
売 上 総 利 益		2,651,400
販売費及び一般管理費		2,436,876
営 業 利 益		214,524
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	273,951	
受 取 地 代 家 賃	9,536	
そ の 他	7,094	290,582
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	15,245	
支 払 手 数 料	35,855	
為 替 差 損	25,725	
そ の 他	3,784	80,610
経 常 利 益		424,496
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	20,822	
そ の 他	1,459	22,282
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	43	
減 損 損 失	26,717	26,760
税 引 前 当 期 純 利 益		420,017
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,690,842	
法 人 税 等 調 整 額	△435,205	1,255,637
当 期 純 損 失		△835,619

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株主資本合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自己株式	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金			
					別途積立金	繰越利益剰余金		
2024年4月1日残高	2,097,606	2,111,073	174,016	154,318	1,210,000	26,267,187	△3,643,498	28,370,704
事業年度中の変動額								
剰余金の配当						△2,002,734		△2,002,734
当 期 純 損 失						△835,619		△835,619
自己株式の取得							△169	△169
自己株式の処分			23,965				59,426	83,391
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								—
事業年度中の変動額合計	—	—	23,965	—	—	△2,838,354	59,257	△2,755,132
2025年3月31日残高	2,097,606	2,111,073	197,981	154,318	1,210,000	23,428,832	△3,584,241	25,615,572

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計			株式引受権	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計			
2024年4月1日残高	9,260,515	△434,203	8,826,312	24,012	78,064	37,299,093
事業年度中の変動額						
剰余金の配当						△2,002,734
当期純損失						△835,619
自己株式の取得						△169
自己株式の処分						83,391
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△9,236,958	△291	△9,237,249	661	△40,447	△9,277,036
事業年度中の変動額合計	△9,236,958	△291	△9,237,249	661	△40,447	△12,032,168
2025年3月31日残高	23,557	△434,495	△410,937	24,673	37,617	25,266,925

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

サン電子株式会社
取締役会 御中

フロンティア監査法人

東京都品川区

指 定 社 員 公認会計士 藤 井 幸 雄
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 本 郷 大 輔
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サン電子株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サン電子株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

サン電子株式会社
取締役会 御中

フロンティア監査法人
東京都品川区
指 定 社 員 公認会計士 藤 井 幸 雄
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 本 郷 大 輔
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サン電子株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第54期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、監査等委員会の補助スタッフである内部監査担当部門と連携の上、重要な会議等に出席し意思決定の過程及び内容を確認し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、当社の取締役会において担当取締役から定期的に事業の状況の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。更に、内部監査担当部門から、子会社に対して実施した監査の結果の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）、並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。なお、取締役会及び取締役の業績回復に向けた対処すべき課題への取り組み状況について、監査等委員会は引き続き監視してまいります。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 フロンティア監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 フロンティア監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

サン電子株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 武 藤 靖 司

㊞

監査等委員 新 開 智 之

㊞

監査等委員 松 井 隆

㊞

(注1)監査等委員新開智之及び松井隆は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

当社は、配当につきまして、中長期的な企業価値向上のため、将来に向けての事業展開と経営基盤を強化するため、中長期のフリー・キャッシュ・フローの推移を考慮しつつ、その水準については収益動向等の経営成績や将来の見通しの観点によるほか、安全性や内部留保とのバランスにも留意した利益還元を行うことを基本方針としております。

この方針のもと、当期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類：金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金50円 総額 1,113,363,050円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月25日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。なお、本議案について監査等委員会からは、特に指摘するべき事項はありません、との意見を頂いております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
1	う つ み り め う す け 内 海 龍 輔 (男性) (1965年10月8日生)	2008年3月 社団法人中部経営情報化協会 あいちベンチャーハウス インキュベーションマネージャー 2009年6月 社団法人中部航空宇宙技術センター 産業支援部担当部長 2012年6月 当社入社 2018年10月 当社内部統制室室長 2019年4月 当社内部監査室室長 2020年4月 当社取締役 2020年4月 Cellebrite DI Ltd. Director 2020年4月 イードリーム株式会社 取締役（現任） 2020年7月 (株)SUNTAC 取締役 2021年2月 Cellebrite DI Ltd. Chairman 2021年6月 当社代表取締役社長（現任） 2021年8月 Cellebrite DI Ltd. Director（現任） 2023年2月 EKTech Holding Sdn. Bhd. 会長（現任） 2025年1月 サンデジタルヘルス株式会社 取締役（現任）	7,800株
【取締役候補者とした理由】 2020年4月に当社取締役に就任して以来、幅広い分野において培った経験と企業経営者としての豊富な知識と人脈を活かして経営の合理化を推進し、また当社グループの経営管理や経営基盤強化のための様々な施策において、高い推進力とリーダーシップを発揮しており、取締役会の機能を更に強化できると期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
2	き わら よし み 木 村 好 己 (男性) (1948年4月3日生)	1972年10月 ビート・マウイック・ミッチェル会計事務所 (現KPMG) 1978年9月 ジョージ高橋会計事務所 1980年2月 マッキン・インダストリー 1984年9月 システム・プロUSA代表兼コンサルタント 1989年10月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 1994年11月 株式会社グッドマン内部監査室長 1997年9月 同常務取締役役管理本部長 2004年9月 同常務取締役海外事業統括本部長兼管理本部長 2006年9月 アバンテック・ヴァスキュラー社 会長 2006年12月 ライトラボ・イメージング社 コントローラ 2008年9月 株式会社グッドマン常勤監査役 2014年9月 株式会社グリーンズ監査役 2016年3月 同取締役監査等委員 2018年7月 当社コンサルタント 2019年6月 当社代表取締役社長 2021年6月 当社代表取締役専務 (現任) 2025年1月 サンデジタルヘルス株式会社 取締役 (現任)	10,400株
【取締役候補者とした理由】 長年にわたり国内外の複数の企業において会社経営・管理の統括に携わってきた豊富な経験と、ベンチャー企業への投資・育成・新事業の立上げ、業務改善などを遂行するのに十分な知識・経験を有しており、また2019年6月に当社取締役に就任して以来、当社の経営合理化を推進しており、取締役会の機能を更に強化することが期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。			
3	ヨナタン・ドミニツ (男性) (1981年4月21日生)	2006年8月 RGL Forensics Accountants and Consultants (ロンドン) フォレンジック会計士 2009年8月 ICAEW (イングランド及びウェールズ勅許会計士協会) より 勅許会計士資格 (ACA) 認定 2010年1月 C.Lewis & Company LLP (ロンドン及び香港) フォレンジック会計士 2012年8月 Oasis Management Company Ltd. (香港) ディレクター・戦略アナリスト (現任) 2020年4月 当社取締役 (現任) 2020年4月 Cellebrite DI Ltd. Director (現任)	2,200株
【取締役候補者とした理由】 長年にわたり財務分析や様々なリスク調査に携わり、また高度な財務関係分野の専門知識と当社グループの財務会計部門を監督する能力を有し、収益性の向上、業務改善、競争力の強化、コーポレートガバナンス改革の実行など、当社の企業価値の向上と中長期的な発展に対する貢献が期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
4	ヤコブ・ズリッカ (男性) (1966年10月4日生)	1994年 9 月 Hamburger,Evron法律事務所（イスラエル）クラークシップ 1996年 1 月 Sadot法律事務所（イスラエル）弁護士 (1995年11月よりイスラエル弁護士会会員) 1999年 7 月 Maariv Daily Newspaper（イスラエル）東京特派員 2002年11月 Japan Israel Investment Corporation,Ltd.事業開発マネージャー 2004年 7 月 株式会社ズリッカコンサルティング 事業開発コンサルタント（現任） 2007年 6 月 メンター・グラフィックス・ジャパン株式会社（Valor Computerized Systems Japanを買収） OEMセールスマネージャー 2012年 6 月 Screenovate Technologies Ltd.（イスラエル）事業開発ディレクター 2015年11月 インクレディビルドジャパン株式会社 代表取締役兼カントリーマネージャー 2020年 4 月 当社社外取締役 2020年 7 月 当社取締役（現任） 2024年12月 MYWAVES TECHNOLOGIES LIMITED 取締役（現任） 2025年 1 月 サンデジタルヘルス株式会社 代表取締役（現任）	3,100株
【取締役候補者とした理由】 長年にわたり日本とイスラエル両国において事業開発の豊富な経験を有し、また弁護士として優れた専門知識も豊富であることから、取締役会の機能を強化することが期待できるため、引き続き取締役候補者いたしました。			
5	いわた あきら 岩 田 彰 (男性) (1950年11月30日生)	1985年 4 月 名古屋工業大学 工学部情報工学科 助教授 1993年 4 月 名古屋工業大学 工学部電気情報工学科 教授 1997年 4 月 名古屋工業大学 工学部電気情報工学科 学科長 2002年11月 名古屋工業大学 副学長 2004年 1 月 名古屋工業大学 大学院工学研究科 教授 2004年 4 月 国立大学法人名古屋工業大学 大学院工学研究科 教授 テクノイノベーションセンター 知財管理部門長（併任） 2016年 4 月 国立大学法人名古屋工業大学 名誉教授（現任） 2016年 4 月 国立大学法人名古屋工業大学発ベンチャー企業 株式会社エンセファロン 代表取締役（現任） 2020年 4 月 当社社外取締役（現任）	3,700株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 人工知能（AI）、ニューラルネットワーク、ディープラーニング、情報セキュリティ分野における高度な技術的専門知識とIoTセンサーシステムの企画・開発・製造に関する豊富なコンサルティング経験を有しており、社外取締役として独立した立場から、当社の経営に客観的かつ専門的な助言及び提言を行っており、当社グループの成長・発展に対する貢献が期待できるため、引き続き社外取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
6	リサ・ハミット (女性) (1962年11月13日生)	1998年 8 月 ブラックパール・ソフトウェア 最高経営責任者 2003年 7 月 IBM WW戦略リード、人工知能・アナリティクス担当 2010年 5 月 ヒューレット・パッカード クラウド・サービス事業部経営戦略・開発担当ディレクター 2011年 9 月 セールスフォース・ドットコム コミュニティ・クラウド担当 バイスプレジデント 2015年 6 月 IBM ワトソン クラウドサービス担当 バイスプレジデント 2017年12月 Visa データ&人工知能担当 グローバルバイスプレジデント 2019年 2 月 Clear Channel Outdoor 社外取締役（現任） 2019年12月 ブライトン・パーク・キャピタル シニアアドバイザー（現任） 2020年 3 月 Glassbox 社外取締役 2022年 1 月 Intelsat 取締役会長（現任） 2023年 1 月 QuSecure 社外取締役（現任） 2023年 2 月 Auterion GS 社外取締役（現任） 2023年10月 Solliance 社外取締役（現任） 2024年 1 月 Assignio 取締役顧問（現任） 2024年 2 月 Mandatum財団 顧問（現任） 2024年 6 月 当社社外取締役（現任）	0株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 長年にわたりテクノロジー企業又はコンシューマー・ソフトウェア部門を率いる上級管理職として数々の事業の成長・成功を成し遂げてきた豊富な実績と経験を有し、社外取締役として独立した立場から、当社の経営に客観的かつ専門的な助言及び提言を行い、当社グループの成長・発展に対する貢献が期待できるため、引き続き社外取締役候補者いたしました。			

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 岩田彰氏は、現在当社の監査等委員でない社外取締役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって5年3カ月であります。
3. リサ・ハミット氏は、現在当社の監査等委員でない社外取締役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって1年であります。
4. 当社は、岩田彰氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は社外取締役として有能な人財を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、岩田彰氏、リサ・ハミット氏について、本議案が承認可決され、両氏が選任された場合、当社は両氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額といたします。
6. 当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約（マネジメントリスクプロテクション保険契約）を保険会社との間で締結しており、今後2025年7月に当該契約を更新する予定であります。当該保険契約は、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としており、その他の内容につきましては、事業報告（21ページを参照）に記載のとおりであります。各候補者が再任された場合は、候補者各氏は当該契約の被保険者に含まれることになります。
7. 「所有する当社株式の数」は、2025年3月31日現在の株式数を記載しております。

(ご参考) 当社の取締役のスキルマトリクス (2025年6月24日 定時株主総会後の予定)

氏名	地位及び 担当	企業 経営	財務 会計	法務・リスク マネジメント	グローバル	事業 (エンタメ)	事業 (グローバルDI)	事業 (IT)	M&A	営業	人事
内海龍輔	代表取締役 社長	○		○		○	○	○	○	○	○
木村好己	代表取締役 専務	○	○		○			○	○		○
ヨナタン・ ドミニツ	取締役	○	○		○		○	○	○		
ヤコブ・ ズリッカ	取締役	○		○	○		○	○	○	○	
岩田彰	取締役	○					○	○			
リサ・ ハミット	取締役	○			○		○	○	○	○	
武藤靖司	取締役 監査等委員		○	○		○	○	○			
新開智之	取締役 監査等委員	○	○						○		
松井隆	取締役 監査等委員	○		○					○		

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬制度導入の件

1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

本議案は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、断りが無い限り、本議案において同じとします。）及び執行役員（以下、取締役と執行役員をあわせて「取締役等」といいます。）に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、取締役等の報酬と株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としていること、当社の報酬諮問委員会から、本制度の目的、インセンティブ付与の効果等を踏まえ、本制度の導入は相当であるとの答申を得ていること、本議案を原案どおりご承認いただいた場合に、本定時株主総会終結後の当社取締役会において決議予定の当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（後掲）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。また、当社の報酬諮問委員会から、本制度の目的、インセンティブ付与の効果等を踏まえ、本制度の導入は相当であるとの答申を得ております。

本議案は、第4号議案としてご承認をお願いしております取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額（年額3億円以内）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

なお、当社は2022年6月23日の第51回定時株主総会において、取締役に対する事後交付型株式報酬制度について、その額の算定方法及び具体的内容等をご承認いただき今日に至っておりますが、今般、本議案の承認可決を条件として、事後交付型株式報酬制度に係る当該報酬枠を廃止することとします。

第2号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は6名（うち社外取締役2名）となります。

なお、監査等委員会から、本制度の目的、報酬諮問委員会からの答申を含む本議案の決定プロセスを踏まえ、本制度の導入は相当であるとの意見表明を受けております。

2. 本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。

なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期となります。

(2) 本制度の対象者

取締役（監査等委員である取締役は、本制度の対象外とします。）及び執行役員

(3) 信託期間

2025年8月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、2026年3月末日で終了する事業年度から2028年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役等への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定（2025年8月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金として見込まれる相当額の金銭を拠出し、本信託を設定します。本制度に基づき取締役等に対して付与するポイントの上限数は、下記（6）のとおり、1事業年度当たり10,000ポイントであるため、本信託設定時には、直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を考慮して、30,000株を上限として取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出いたします。なお、ご参考として、2025年5月14日の終値7,410円を適用した場合、上記の必要資金は、約222百万円となります（今般廃止する事後交付型株式報酬制度として、リストラクテッド・ストック・ユニット（RSU）については年額120百万円以内、パフォーマンス・シェア・ユニット（PSU）については、総額630百万円以内として導入しておりました）。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

（注）当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

(5) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

なお、取締役等に付与されるポイント数の上限は、下記(6)のとおり、1事業年度当たり10,000ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は30,000株となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 取締役等に給付される当社株式等の数の上限

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき、職務内容等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、10,000ポイント(うち、取締役分(社外取締役を除きます。))として6,000ポイント、社外取締役分として2,000ポイント)を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記(7)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。)

なお、取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式に係る議決権数80個の発行済株式総数に係る議決権数222,615個(2025年3月31日現在)に対する割合は約0.04%です。

下記(7)の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、当該取締役等に各事業年度につき付与されたポイント数とします(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。)

(7) 当社株式等の給付及び報酬等の額の具体的な算定方法

受益者要件を満たした取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、毎年一定の時期に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、株主総会若しくは取締役会において解任の決議をされた場合及び在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。また、在任中に一定の非違行為があったこと、又は会社に損害が及ぶような不適切行為等があったことが判明した場合は、当該給付の全部又は一部の返還を請求することができるものとします。

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

（８）議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

（９）配当の取扱い

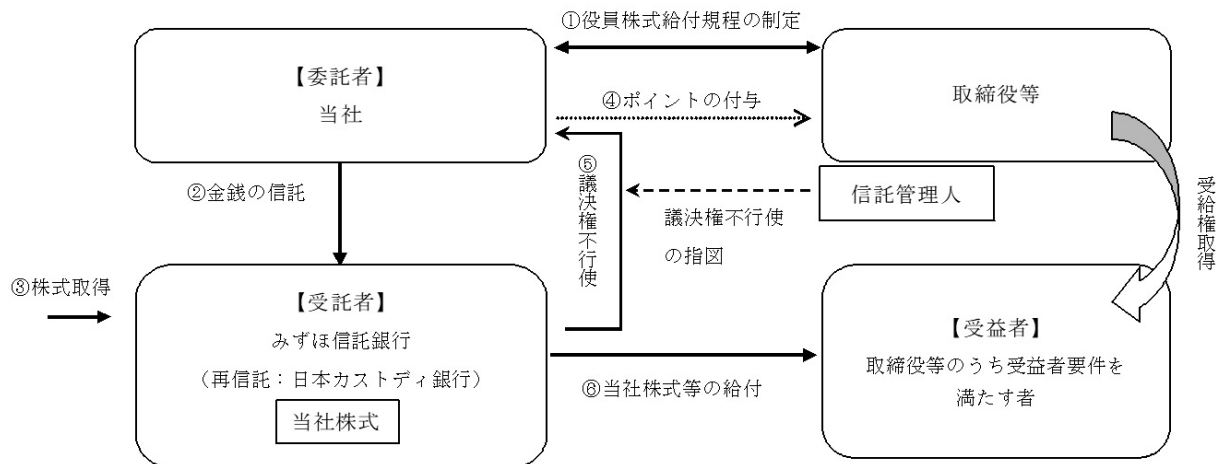
本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

（１０）信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（９）により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

<ご参考：本制度の仕組み>



- ① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、役員株式給付規程に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、毎年一定の時期に取締役等のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2016年6月23日開催の第45回定時株主総会において「年額2億円以内」とご決議いただき今日にいたっております。今般、経済情勢等諸般の事情と、第3号議案が承認可決されますと、2022年6月23日開催の第51回定時株主総会でご決議いただきました年額630百万円以内とした業績達成条件が付されていないリストラクテッド・ストック・ユニット（RSU）が廃止されること等を勘案しまして、その報酬額を「年額3億円以内」と改めさせていただきたいと存じます。なお、第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件が承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名となります。

当社は、事業報告「4. 会社役員に関する事項（2）当事業年度に係る取締役の報酬等①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、本議案は当該方針に沿うものであります。本議案をご承認いただいた場合も当該決定方針を変更することは予定しておらず、本議案の内容は相当であると判断しております。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2016年6月23日開催の第45回定時株主総会において「年額25百万円以内」とご決議いただき今日にいたっております。今般、経済情勢等諸般の事情を勘案した結果、その報酬額を「年額45百万円以内」と改めさせていただきたいと存じます。なお、監査等委員である取締役は3名となります。

当社は、事業報告「4. 会社役員に関する事項（2）当事業年度に係る取締役の報酬等①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、本議案は当該方針に沿うものであります。本議案をご承認いただいた場合も当該決定方針を変更することは予定しておらず、本議案の内容は相当であると判断しております。

定時株主総会会場ご案内図

会 場 愛知県江南市古知野町朝日250番地
当社 江南事業所3階会議室

交通機関 名鉄犬山線「江南」駅 下車徒歩約6分

- 駐車場は30台分ご用意いたしますが、満車の際はご容赦ください。
できるだけ公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。
- 株主懇親会は予定しておりませんので、予めご了承くださいようお願い申し上げます。
- 総会ご出席者へのお土産はご用意しておりませんので、予めご了承くださいようお願い申し上げます。
- 車椅子にてご来場の株主様には、会場内に専用スペースを設けております。ご来場の際には、会場スタッフがご案内いたします。また、車椅子のサポート、座席やお手洗いへの誘導、受付の筆談サポート等が必要な場合には、事前にご連絡をお願い申し上げます。

